

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年4月14日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P Mアジア・成長株・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 6,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成28年10月14日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（二）ファンドの特色

<訂正前>

（略）

マザーファンドを通じて、投資対象国の株式の中から、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。

<ベンチマークの構成国>

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、インド

（平成28年6月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

マザーファンドを通じて、投資対象国の株式の中から、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。

<ベンチマークの構成国>

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、インド

（平成28年12月末現在）

（以下略）

（3）ファンドの仕組み

（八）委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円（平成28年8月末現在）

（略）

大株主の状況（平成28年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

資本金 2,218百万円（平成29年2月末現在）

（略）

大株主の状況（平成29年2月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

(1) 投資方針

(ロ) 投資態度

<訂正前>

マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用は、委託会社において、E M A Pアジア株式運用チームの国別スペシャリストまたはアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーであるポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が、E M A Pアジア株式運用ストラテジーに基づいて行います。

マザーファンドは、前記（イ）の株式に主として投資します。また、当該株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債にも、一定の範囲内において投資することがあります。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

（以下略）

<訂正後>

マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用は、委託会社において、E M A Pアジア株式運用チームの国別スペシャリストまたはアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーであるポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が、E M A Pアジア株式運用ストラテジーに基づいて行います。

マザーファンドは、前記（イ）の株式に主として投資します。また、当該株式に連動する投資成果を得ることを目的とするカバード・ワラントおよび株価連動社債にも、一定の範囲内において投資することがあります。

ストックコネクト*を通じて中国のA株に投資することがあります。中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、現在では一定の条件下で一部の外国投資家（適格外国機関投資家）にも投資が認められているものです。

* 後記「3 投資リスク（1）リスク要因 スtockコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点」をご参照ください。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

（以下略）

(3) 運用体制

<訂正前>

（略）

E M A Pアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト（47名（内7名委託会社所属））とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー（13名（内2名委託会社所属））が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。また、E M A Pに所属するセクター・アナリスト（19名）から提供される情報も活用します。

国別スペシャリストとアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーを兼務している場合があります。

（略）

委託会社は、マザーファンドにおける有価証券の売買執行の業務を J F アセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）*（以下「J F アセット」といいます。）に委託しています。また、それにかかる資金の管理およびそれに伴う為替取引についても J F アセットへ委託しています。J F アセットのセントラル・ディーリング部門は、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券の売買を執行します。

* J F アセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）および委託会社は、J . P . モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成28年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（略）

・為替ヘッジにかかる運用体制

為替ヘッジに関しては、当ファンドにおいて、委託会社の運用商品管理部門が為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

E M A P アジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト（48名（内10名委託会社所属））とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー（14名（内2名委託会社所属））が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。また、E M A P に所属するセクター・アナリスト（19名）から提供される情報も活用します。

国別スペシャリストとアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーを兼務している場合があります。

（略）

委託会社は、マザーファンドにおける有価証券の売買執行の業務を J F アセット・マネジメント・リミテッド*（香港法人）（以下「J F アセット」といいます。）に委託しています。また、それにかかる資金の管理およびそれに伴う為替取引についても J F アセットへ委託しています。J F アセットのセントラル・ディーリング部門は、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーによる投資判断を受け、有価証券の売買を執行します。

* J F アセット・マネジメント・リミテッドおよび委託会社は、J . P . モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成28年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（略）

・為替ヘッジにかかる運用体制

為替ヘッジに関しては、当ファンドにおいて、委託会社の運用商品管理部門が為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替ヘッジのための外国為替予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（以下略）

3 【投資リスク】

（1）リスク要因

< 訂正前 >

(略)

カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

(略)

・ 投資対象国における税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大2.7675%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（前記税率は全て平成28年8月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。

(略)

___ 流動性リスク

___ カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

___ デリバティブ商品のリスク

___ 銘柄選定方法に関するリスク

___ 投資銘柄集中リスク

___ 投資方針の変更について

___ 解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

___ 繰上げ償還等について

___ 予測不可能な事態が起きた場合等について

(略)

< 訂正後 >

(略)

カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

(略)

・ 投資対象国における税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大2.7675%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（前記税率は全て平成29年2月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。

(略)

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

マザーファンドは「上海・香港相互株式取引制度」（以下「上海ストックコネクト」といいます。）および「深セン・香港相互株式取引制度」（以下、「深センストックコネクト」といい、上海ストックコネクトと合わせて「ストックコネクト」といいます。）を通じて、中国のA株に投資する場合があります。上海ストックコネクトは、香港証券取引所、香港中央結算有限公司、上海証券取引所および中国証券登記結算有限責任会社が設立したものです。一方、深センストックコネクトは、香港証券取引所、香港中央結算有限公司、深セン証券取引所および中国証券登記結算有限責任会社が設立したものです。

ストックコネクトは、中国本土と香港から双方向で株式を売買し、決済することができる制度です。同制度により、外国の投資家が上海証券取引所および深セン証券取引所の上場株式（中国のA株）を香港のブローカーを通じて売買することができます。ストックコネクトを通じて中国のA株に投資する場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- (a) ストックコネクトを通じて購入した中国のA株は、原則としてストックコネクトを通じた売却しできません。また、ストックコネクトを通じて購入する全投資家の1日当たりの総購入額に制限が設けられています。さらに、ストックコネクトではすべての売買が中国の通貨である人民元で決済されるため、マザーファンドがストックコネクトを通じて中国のA株を購入した場合、購入代金を人民元で手当てする必要がありますが、その手当てが何らかの理由でできないことがあります。これらの制約から、マザーファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (b) ストックコネクトを利用した取引に対応できるブローカーは限られており、結果としてマザーファンドは単独のブローカーしか利用できない可能性があります。これにより、マザーファンドにおける中国のA株の売買執行の質に影響が出る可能性があります。
- (c) 現地の法令により、一定の状況においては、投資家が中国のA株の売買で得た利益を返還するよう求められる場合があります。これにより、マザーファンドの信託財産の価値が下落することがあります。
- (d) 香港中央結算有限公司は、香港市場の参加者（マザーファンドを含みます。）がストックコネクトを通じて行った取引について、清算および決済を行うと共に当該取引を通じて取得する中国のA株の名義人となり、またそれらに関連する業務を行います。中国本土の規制は一定の売買制限を含めて、ストックコネクトを通じて取引を行うすべての市場参加者に適用されます。ストックコネクトを通じて中国のA株を売却しようとする際には、売却取引前にブローカーへ一定の情報を通知する必要があります。このような様々な条件や規制がストックコネクトに適用されることにより、マザーファンドは当初想定したタイミングでの中国のA株の売買ができないことがあります。
- (e) マザーファンドがストックコネクトを通じて行う取引は、現地の投資家補償基金（売買不履行から保護することを目的として設立されているもの）の対象になりません。したがって、当該取引は取引相手方の売買不履行から保護されません。これにより、マザーファンドの信託財産の価値に影響を受けることがあります。
- (f) ストックコネクトを通じて取得する中国のA株については香港中央結算有限公司が保管業務を行う仕組みとなっていますが、マザーファンドと香港中央結算有限公司の間に直接の法的関係は生じず、その結果香港中央結算有限公司の債務不履行や破たんによってマザーファンドが損失を被ったとしても、香港中央結算有限公司に対して直接的に法的な請求をすることはできません。これにより、マザーファンドの信託財産の価値に影響を受けることがあります。
- (g) 上海ストックコネクトは平成26年11月に、深センストックコネクトは平成28年12月にそれぞれ開始されました。ストックコネクトに関する規制は未だ検証されていない部分があり、今後変更される可能性があります。また、当該規制がどのように適用されるか不確定であり、それがマザーファンドの信託財産に不利益を及ぼす可能性があります。ストックコネクトは（中国本土と香港の）境界を超える取引であることから、新しい情報技術システムが使われており、そのため運営上の障害が起こる可能性もあります。当該システムが正常に機能しなかった場合、ストックコネクトを通じた中国のA株の取引ができないことがあります。その結果、マザーファンドにおいて予定していた中国のA株の売買が行えないことがあります。
- (h) 中国市場は、他の新興市場と同様に、有価証券に関する法的所有権、利益を享受する権利およびその他の権利の概念を確立するための立法の枠組みがようやく整備されようとしている状況にあります。その結果、現地の裁判所は、有価証券の保有者として登録されている名義人や保管銀行が当該有価証券の全ての権利を有しており、当該有価証券の実質的な保有者には一切権利がないと判断したり、また当該有価証券の実質的な保有者はその発行者に対する請求権を制限されると判断する可能性があります。これらにより、マザーファンドの信託財産の価値に影響を受けることがあります。

- (i) ストックコネクトを通じた取引は、全ての投資家に属するものが包括的にまとめて決済され、マザーファンドが保有する中国のA株は保管銀行、副保管銀行または決済するブローカーの名義で香港中央結算有限公司に登録されます。これにより、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが効果的に中国のA株を売買することが制限される可能性があり、またマザーファンドが保管銀行や副保管銀行の信用リスクや、強制収用のリスクにさらされることがあります。これらにより、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (j) ストックコネクトを通じて取得される中国のA株について生じるコーポレートアクション(配当金の決定、新株予約権の発行決定その他の決定についての議決権の行使等)に関しては、香港中央結算有限公司が株主として議決権を行使することになります。その際、香港中央結算有限公司はストックコネクトを通じて中国のA株を購入した投資家に議決権行使についての指図をさせることができますが、当該投資家は、コーポレートアクションの内容を検討し議決権行使についての指図を行うのに十分な時間や機会が得られない可能性があります。これにより、中国のA株のコーポレートアクションについて、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーの意向に沿った議決権行使ができないことがあり、その結果マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (k) ストックコネクトを通じた投資は、香港、上海および深センの証券取引所における証券投資家保護の仕組みにより保護されない可能性があり、保護されない場合には、ブローカーの破たんによる損失を被るリスクがあります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合は、香港中央結算有限公司の責任は、決済機構参加者との契約上、限定的なものとなります。中国証券登記結算有限責任会社が破たんした場合、香港中央結算有限公司は可能な限りの法的手段または中国証券登記結算有限責任会社の清算を通じて、預託している中国のA株や現金の回収に最善を尽くすと考えられますが、それが行われる保証はなく、また行われたとしても成功するとは限りません。その場合、マザーファンドは損害を完全に回復できない可能性があり、また保有する中国のA株等の回収手続きは遅延することがあります。これらにより、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (l) ストックコネクトは、中国・香港双方の株式市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。したがってマザーファンドにおけるストックコネクトを通じた取引は、ストックコネクトの運営日のみ行われます。これにより、中国市場では通常の日であるものの、マザーファンドでは中国のA株の売買ができない場合があります。その結果として、ストックコネクトでの取引が行えない期間にマザーファンドにおいて中国のA株に対する価格変動リスクが発生します。これにより、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (m) ストックコネクトを通じて中国のA株を取得する外国の投資家には、中国国内の投資家とは異なった費用・手数料が課されており、その費用は類似の投資効果を提供する他の有価証券の取得者に課されるものと比較すると高くなる可能性があります。これにより、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (n) 中国のA株を含む中国の有価証券による利益に対し課税される可能性およびその確度、税法変更の可能性、ならびに遡及して課税される可能性は不確実です。したがって、当該利益に対する課税の決定内容、および中国のA株の購入・売却時期によって、投資家の利益・不利益が左右されます。これにより、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。
- (o) ストックコネクトは比較的新しい制度であり、実際に多数の外国の投資家が参加することにより中国のA株の取引市場がどのような影響を受けるのかは不明です。ストックコネクトは、香港、上海および深センの証券取引所に対し監督官庁から公布された規則の対象となっており、監督官庁が市場の秩序を維持する必要性またはその他の理由があると判断した場合、換金制限、売買停止等の更なる規則および規制が課され、それがストックコネクトに不利に働く可能性があります。将来に渡って香港、上海および深センの証券取引所がストックコネクトを継続させる保証はありません。これにより、マザーファンドは将来的に中国のA株の売買ができなくなる可能性があり、その結果マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

- 流動性リスク
 - カバード・ワラント、株価連動社債のリスク
 - デリバティブ商品のリスク
 - 銘柄選定方法に関するリスク
 - 投資銘柄集中リスク
 - 投資方針の変更について
 - 解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点
 - 繰上げ償還等について
 - 予測不可能な事態が起きた場合等について
- （略）

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク（1）リスク要因」の末尾に記載される参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

参考情報

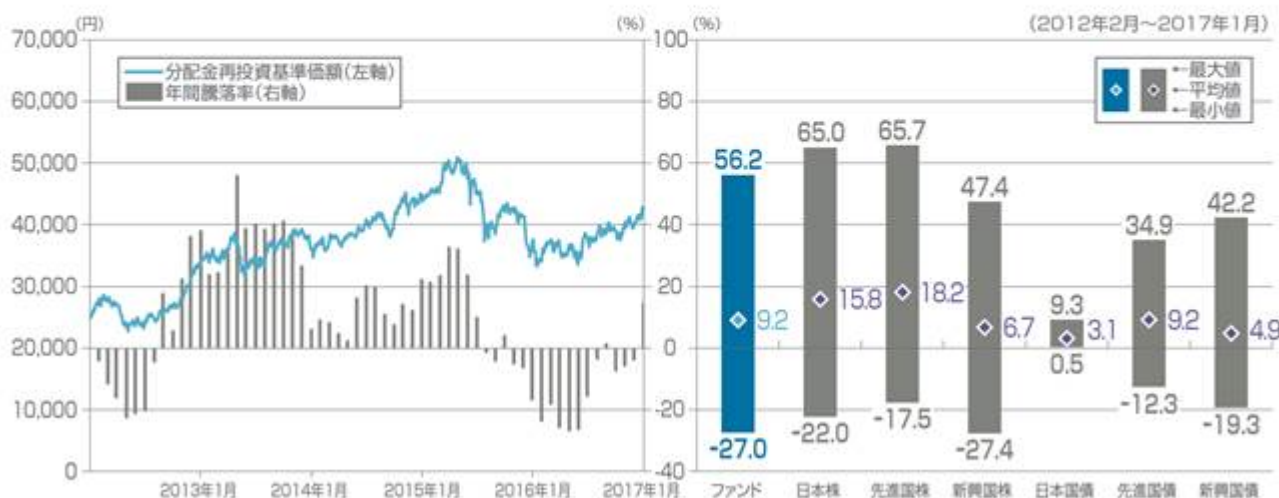
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

＜ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移＞

2012年2月～2017年1月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
 - ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
 - 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
 - ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
 - ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 - ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
 - 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株・・・TOPIX(配当込み)
 - 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
 - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

(略)

(平成28年6月末現在)

(略)

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないように管理します。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在のおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細>

(略)

投資者の利益を害することとなる潜在のおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
(略)	
当ファンドおよびマザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、当ファンドおよびマザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社の役員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役員取引の時期・銘柄が、マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ	委託会社の役員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使	マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。

委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。
-----------------------------	---

< 訂正後 >

(略)

(平成28年12月末現在)

(略)

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう管理します。

< 当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細 >

(略)

投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
(略)	
当ファンドおよびマザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程等に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、当ファンドおよびマザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社の役員による有価証券の売買等の取引は、社内規程等に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役員の取引の時期・銘柄が、マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程等に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程等に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程等にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ	委託会社の役員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程等に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使	マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程等に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程等に沿っているか確認します。

マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程等によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程等を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程等に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程等にしがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成28年8月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年2月末現在適用されるものです。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成29年2月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,907,393,283	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,351,464	0.06
合計(純資産総額)		5,904,041,819	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。親投資信託は、全て「GIMアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)」です(以下同じ)。

(参考) GIMアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成29年2月10日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	715,163,607	12.11
	香港	1,897,979,740	32.13
	シンガポール	212,021,492	3.59
	タイ	132,403,700	2.24
	インドネシア	372,597,389	6.31
	韓国	1,110,556,902	18.80
	台湾	676,935,300	11.46
	インド	731,920,309	12.39
	小計	5,849,578,439	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	57,743,648	0.98
合計(純資産総額)		5,907,322,087	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成29年2月10日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	GIMアジア・成長株・マザーファン ド(適格機関投資家限定)	1,961,155,728	2.8496	5,588,511,298	3.0122	5,907,393,283	100.06

（参考）G I Mアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成29年2月10日現在）

順位	国/ 地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,924	182,767.20	534,411,293	189,888.00	555,232,512	9.40
2	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	149,000	2,898.28	431,844,018	2,993.57	446,042,228	7.55
3	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMI CONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	652,000	662.46	431,923,920	673.44	439,082,880	7.43
4	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	472,400	686.82	324,454,240	691.95	326,878,125	5.53
5	アメリカ	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	ソフトウェア・サービス	27,396	10,932.68	299,511,942	11,753.89	322,009,614	5.45
6	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	保険	461,000	587.86	271,006,226	609.12	280,805,703	4.75
7	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	銀行	708,500	277.36	196,514,661	292.32	207,109,003	3.51
8	インド	インド	株式	INDUSIND BANK LIMITED	銀行	88,049	2,076.11	182,799,497	2,229.83	196,335,182	3.32
9	韓国	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	31,738	4,875.76	154,747,188	5,212.02	165,419,408	2.80
10	インドネシア	インドネシア	株式	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サービス	4,551,000	34.14	155,380,242	33.28	151,466,382	2.56
11	シンガポール	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	97,339	1,474.56	143,532,292	1,505.41	146,535,279	2.48
12	インド	インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動車部品	12,681	9,694.67	122,938,161	10,528.64	133,513,696	2.26
13	タイ	タイ	株式	PTT PCL (F)	エネルギー	103,400	1,257.75	130,051,350	1,280.50	132,403,700	2.24
14	インド	インド	株式	ITC LIMITED	食品・飲料・タバコ	264,806	430.83	114,087,561	474.78	125,724,990	2.13
15	台湾	台湾	株式	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7,000	16,104.00	112,728,000	16,872.60	118,108,200	2.00
16	アメリカ	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	14,342	7,380.58	105,852,401	8,084.63	115,949,895	1.96
17	インドネシア	インドネシア	株式	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	銀行	775,700	130.78	101,453,226	134.37	104,234,687	1.76
18	香港	中国	株式	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	保険	367,600	237.78	87,409,840	278.24	102,283,524	1.73
19	アメリカ	中国	株式	JD COM INC-ADR	小売	30,388	3,094.86	94,046,770	3,299.59	100,268,166	1.70
20	香港	シンガポール	株式	BOC AVIATION LIMITED	資本財	162,900	565.59	92,135,775	595.19	96,957,428	1.64
21	香港	中国	株式	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	不動産	294,000	276.78	81,373,555	318.85	93,743,370	1.59
22	インド	インド	株式	ULTRA TECH CEMENT LTD	素材	14,419	5,780.22	83,345,100	6,416.68	92,522,246	1.57
23	台湾	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	140,000	618.54	86,595,600	640.50	89,670,000	1.52
24	アメリカ	インド	株式	TATA MOTORS LIMITED-SPON ADR	自動車・自動車部品	20,030	4,346.00	87,050,488	4,326.66	86,663,192	1.47
25	香港	中国	株式	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	自動車・自動車部品	589,000	142.49	83,929,673	143.66	84,620,452	1.43
26	香港	香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	耐久消費財・アパレル	192,000	389.22	74,730,816	407.54	78,249,216	1.32
27	香港	中国	株式	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	63,000	1,117.09	70,376,796	1,223.37	77,072,751	1.30
28	韓国	韓国	株式	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,759	15,032.79	71,541,095	15,922.89	75,777,081	1.28
29	インド	インド	株式	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	各種金融	44,584	1,637.87	73,023,033	1,628.77	72,617,305	1.23
30	韓国	韓国	株式	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE LTD	家庭用品・パーソナル用品	871	86,339.70	75,201,879	81,790.29	71,239,351	1.21

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（平成29年2月10日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.06

（参考）G I Mアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成29年2月10日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	3.03
		素材	2.26
		資本財	2.83
		自動車・自動車部品	6.35
		耐久消費財・アパレル	2.14
		消費者サービス	0.94
		小売	2.81
		食品・生活必需品小売り	1.49
		食品・飲料・タバコ	3.17
		家庭用品・パーソナル用品	1.21
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.28
		銀行	13.04
		各種金融	1.23
		保険	13.21
		不動産	1.59
		ソフトウェア・サービス	13.59
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.72
		電気通信サービス	2.56
		公益事業	0.94
		半導体・半導体製造装置	10.63
合計			99.02

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成29年2月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
30期	(平成19年7月18日)	18,231	18,331	1.8261	1.8361
31期	(平成20年1月18日)	14,104	14,149	1.5859	1.5909
32期	(平成20年7月18日)	10,799	10,840	1.3309	1.3359
33期	(平成21年1月19日)	5,423	5,462	0.6961	0.7011
34期	(平成21年7月21日)	8,697	8,934	1.1038	1.1338
35期	(平成22年1月18日)	9,829	10,065	1.2496	1.2796
36期	(平成22年7月20日)	8,360	8,514	1.0883	1.1083
37期	(平成23年1月18日)	9,785	9,935	1.3097	1.3297
38期	(平成23年7月19日)	8,802	8,802	1.2266	1.2266
39期	(平成24年1月18日)	6,664	6,698	0.9739	0.9789
40期	(平成24年7月18日)	6,673	6,707	0.9833	0.9883
41期	(平成25年1月18日)	7,766	7,883	1.3298	1.3498
42期	(平成25年7月18日)	7,101	7,206	1.3473	1.3673
43期	(平成26年1月20日)	6,733	6,824	1.4804	1.5004
44期	(平成26年7月18日)	6,647	6,736	1.4965	1.5165
45期	(平成27年1月19日)	7,071	7,157	1.6472	1.6672
46期	(平成27年7月21日)	7,139	7,260	1.7700	1.8000
47期	(平成28年1月18日)	5,227	5,307	1.3197	1.3397
48期	(平成28年7月19日)	5,416	5,495	1.3781	1.3981
49期	(平成29年1月18日)	5,562	5,638	1.4555	1.4755
	平成28年2月末日	5,074	-	1.2715	-
	平成28年3月末日	5,484	-	1.3819	-
	平成28年4月末日	5,378	-	1.3563	-
	平成28年5月末日	5,328	-	1.3490	-
	平成28年6月末日	5,044	-	1.2805	-
	平成28年7月末日	5,441	-	1.3766	-
	平成28年8月末日	5,508	-	1.3987	-
	平成28年9月末日	5,549	-	1.4151	-
	平成28年10月末日	5,505	-	1.4142	-
	平成28年11月末日	5,541	-	1.4328	-
	平成28年12月末日	5,513	-	1.4363	-
	平成29年1月末日	5,823	-	1.5129	-
	平成29年2月10日	5,904	-	1.5377	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
30期	0.0100
31期	0.0050
32期	0.0050
33期	0.0050
34期	0.0300
35期	0.0300
36期	0.0200
37期	0.0200
38期	0.0000
39期	0.0050
40期	0.0050
41期	0.0200
42期	0.0200
43期	0.0200
44期	0.0200
45期	0.0200
46期	0.0300
47期	0.0200
48期	0.0200
49期	0.0200

収益率の推移

期	収益率(%)
30期	32.0
31期	12.9
32期	15.8
33期	47.3
34期	62.9
35期	15.9
36期	11.3
37期	22.2
38期	6.3
39期	20.2
40期	1.5
41期	37.3
42期	2.8
43期	11.4

44期	2.4
45期	11.4
46期	9.3
47期	24.3
48期	5.9
49期	7.1

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
30期	1,314,061,361	1,337,305,690	9,983,973,399
31期	605,308,820	1,695,534,079	8,893,748,140
32期	210,945,093	990,538,189	8,114,155,044
33期	220,481,015	543,107,286	7,791,528,773
34期	338,704,053	250,501,127	7,879,731,699
35期	374,856,377	388,540,267	7,866,047,809
36期	310,737,462	494,296,124	7,682,489,147
37期	357,611,836	568,437,447	7,471,663,536
38期	222,876,935	518,337,173	7,176,203,298
39期	133,887,253	466,960,841	6,843,129,710
40期	170,659,424	227,110,909	6,786,678,225
41期	146,362,057	1,093,053,953	5,839,986,329
42期	205,170,026	774,577,768	5,270,578,587
43期	150,005,169	871,828,788	4,548,754,968
44期	109,789,690	216,391,097	4,442,153,561
45期	103,343,208	252,238,111	4,293,258,658
46期	92,496,583	352,247,602	4,033,507,639
47期	106,162,227	178,216,749	3,961,453,117
48期	101,926,273	132,693,488	3,930,685,902
49期	97,209,927	206,300,935	3,821,594,894

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2017年2月10日	設定日	1991年7月19日
純資産総額	59億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
45期	2015年1月	200
46期	2015年7月	300
47期	2016年1月	200
48期	2016年7月	200
49期	2017年1月	200
	設定来累計	11,490

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	32.3%
韓国	18.8%
インド	15.8%
台湾	11.5%
香港	6.9%
その他	13.8%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
香港ドル	32.1%
韓国ウォン	18.8%
インドルピー	12.4%
米ドル	12.1%
新台湾ドル	11.5%
その他	12.2%

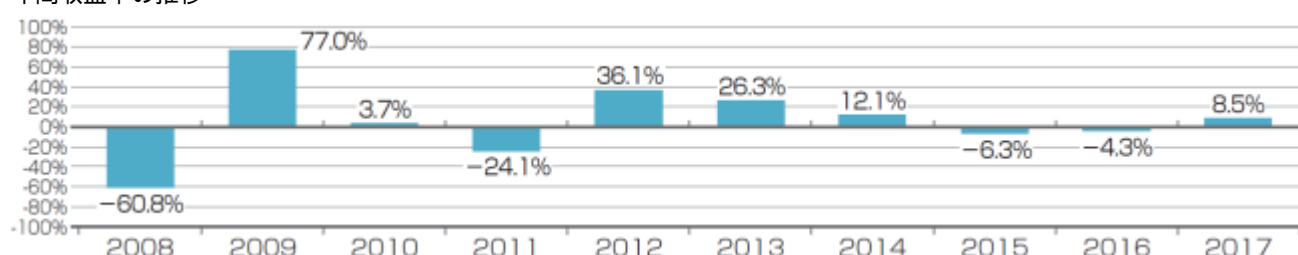
業種別構成状況

業種	投資比率 2
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.7%
ソフトウェア・サービス	13.6%
保険	13.2%
銀行	13.0%
半導体・半導体製造装置	10.6%
その他	34.0%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国 ^①	通貨	業種	投資比率 ^②
1	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9.4%
2	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	7.6%
3	台湾積体回路製造	台湾	新台湾ドル	半導体・半導体製造装置	7.4%
4	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	5.5%
5	アリババ・グループ・ホールディング	中国	米ドル	ソフトウェア・サービス	5.5%
6	中国平安保険（集団）	中国	香港ドル	保険	4.8%
7	招商銀行	中国	香港ドル	銀行	3.5%
8	インダスインド銀行	インド	インドルピー	銀行	3.3%
9	SKハイニックス	韓国	韓国ウォン	半導体・半導体製造装置	2.8%
10	テレコムニカシ・インドネシア	インドネシア	インドネシアルピア	電気通信サービス	2.6%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2017年の年間収益率は前年末営業日から2017年2月10日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、「JPMアジア・成長株・ファンド」です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこにどの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期計算期間（平成28年7月20日から平成29年1月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPMアジア・成長株・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第48期 (平成28年7月19日現在)	第49期 (平成29年1月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,519,481,607	5,664,191,116
未収入金	3,891,905	3,725,137
流動資産合計	5,523,373,512	5,667,916,253
資産合計	5,523,373,512	5,667,916,253
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	78,613,718	76,431,897
未払解約金	3,891,905	3,725,137
未払受託者報酬	2,819,320	2,989,868
未払委託者報酬	20,580,957	21,825,995
その他未払費用	563,800	597,907
流動負債合計	106,469,700	105,570,804
負債合計	106,469,700	105,570,804
純資産の部		
元本等		
元本	1 3,930,685,902	1 3,821,594,894
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,486,217,910	1,740,750,555
（分配準備積立金）	2,377,614,028	2,201,471,157
元本等合計	5,416,903,812	5,562,345,449
純資産合計	5,416,903,812	5,562,345,449
負債純資産合計	5,523,373,512	5,667,916,253

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第48期 (自 平成28年 1月19日 至 平成28年 7月19日)	第49期 (自 平成28年 7月20日 至 平成29年 1月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	330,990,839	404,908,441
営業収益合計	330,990,839	404,908,441
営業費用		
受託者報酬	2,819,320	2,989,868
委託者報酬	20,580,957	21,825,995
その他費用	563,800	608,707
営業費用合計	23,964,077	25,424,570
営業利益又は営業損失()	307,026,762	379,483,871
経常利益又は経常損失()	307,026,762	379,483,871
当期純利益又は当期純損失()	307,026,762	379,483,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,286,666	8,699,782
期首剰余金又は期首欠損金()	1,266,367,510	1,486,217,910
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,573,920	38,204,735
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,573,920	38,204,735
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,423,230	78,024,282
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,423,230	78,024,282
分配金	1 78,613,718	1 76,431,897
期末剰余金又は期末欠損金()	1,486,217,910	1,740,750,555

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成28年7月18日が休日のため、信託約款第35条により、第48期計算期間末日を平成28年7月19日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第48期 (平成28年7月19日現在)	第49期 (平成29年1月18日現在)
1期首元本額	3,961,453,117円	3,930,685,902円
期中追加設定元本額	101,926,273円	97,209,927円
期中一部解約元本額	132,693,488円	206,300,935円
受益権の総数	3,930,685,902口	3,821,594,894口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.3781円 (13,781円)	1.4555円 (14,555円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第48期 (自 平成28年1月19日 至 平成28年7月19日)	第49期 (自 平成28年7月20日 至 平成29年1月18日)
1 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	56,389,630円	22,757,250円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,901,764,721円	1,905,637,611円
分配準備積立金額	2,399,838,116円	2,255,145,804円
当ファンドの分配対象収益額	4,357,992,467円	4,183,540,665円
当ファンドの期末残存口数	3,930,685,902口	3,821,594,894口
1万口当たり収益分配対象額	11,087.10円	10,947.10円
1万口当たり分配金額	200.00円	200.00円
収益分配金金額	78,613,718円	76,431,897円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I Mアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第48期 (平成28年7月19日現在)	第49期 (平成29年1月18日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	335,568,151	397,542,890
合計	335,568,151	397,542,890

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成29年１月18日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I Mアジア・成長株・マザーファンド (適格機関投資家限定)	1,987,714,457	5,664,191,116	
合計			1,987,714,457	5,664,191,116	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「G I Mアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I Mアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成28年7月19日現在)	(平成29年1月18日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		122,443,123	125,999,475
コール・ローン		934,189	353,452
株式		5,334,551,851	5,523,261,311
派生商品評価勘定		6,497	1,971,197
未収入金		42,866,924	52,013,925
未収配当金		23,900,471	-
流動資産合計		5,524,703,055	5,703,599,360
資産合計		5,524,703,055	5,703,599,360
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,238,427	-
未払金		-	35,697,765
未払解約金		3,891,905	3,725,137
未払利息		2	-
流動負債合計		5,130,334	39,422,902
負債合計		5,130,334	39,422,902
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,082,980,454	1,987,714,457
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		3,436,592,267	3,676,462,001
元本等合計		5,519,572,721	5,664,176,458
純資産合計		5,519,572,721	5,664,176,458
負債純資産合計		5,524,703,055	5,703,599,360

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式および出資金 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成28年 7月19日現在)	(平成29年 1月18日現在)
1 期首元本額	2,142,094,905円	2,082,980,454円
期中追加設定元本額	53,951,362円	50,503,731円
期中解約元本額	113,065,813円	145,769,728円
元本の内訳（注）		
J P Mアジア・成長株・ファンド	2,082,980,454円	1,987,714,457円
合 計	2,082,980,454円	1,987,714,457円
受益権の総数	2,082,980,454口	1,987,714,457口
1 口当たりの純資産額	2.6498円	2.8496円
(1 万口当たりの純資産額)	(26,498円)	(28,496円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式、出資金およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成28年7月19日現在)	(平成29年1月18日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	722,958,005	222,040,878
合計	722,958,005	222,040,878

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成28年 7月19日現在）				（平成29年 1月18日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建 アメリカドル	106,000,000	-	107,231,930	1,231,930	107,000,000	-	105,028,803	1,971,197
合計		106,000,000	-	107,231,930	1,231,930	107,000,000	-	105,028,803	1,971,197

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - （2）対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
 - 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成29年 1月18日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	TATA MOTORS LIMITED-SPON ADR	20,030	38.21	765,346.30	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECH-SP ADR	10,004	50.11	501,300.44	
	JD COM INC-ADR	30,388	27.21	826,857.48	
	HDFC BANK LTD-ADR	14,342	64.89	930,652.38	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	27,396	96.12	2,633,303.52	
	NETEASE INC-ADR	1,188	243.08	288,779.04	
	小計	銘柄数：	6		5,946,239.16
				(670,914,164)	
	組入時価比率：	11.8%		12.1%	
香港ドル	BOC AVIATION LIMITED	130,400	38.25	4,987,800.00	
	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	589,000	9.72	5,725,080.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	68,000	49.45	3,362,600.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	192,000	26.55	5,097,600.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	708,500	18.92	13,404,820.00	
	AIA GROUP LTD	472,400	46.85	22,131,940.00	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	367,600	16.22	5,962,472.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	461,000	40.10	18,486,100.00	
	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	294,000	18.88	5,550,720.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	149,000	197.70	29,457,300.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	63,000	76.20	4,800,600.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	152,000	25.40	3,860,800.00	
	小計	銘柄数：	12		122,827,832.00

				(1,787,144,955)
	組入時価比率：	31.6%		32.4%
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	19,400	40.90	793,460.00
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	82,839	18.35	1,520,095.65
小計	銘柄数：	2		2,313,555.65
				(183,997,080)
	組入時価比率：	3.2%		3.3%
タイバーツ	PTT PCL (F)	103,400	387.00	40,015,800.00
小計	銘柄数：	1		40,015,800.00
				(128,050,560)
	組入時価比率：	2.3%		2.3%
フィリピンペソ	GT CAPITAL HOLDINGS INC	4,650	1,329.00	6,179,850.00
小計	銘柄数：	1		6,179,850.00
				(14,028,259)
	組入時価比率：	0.2%		0.3%
インドネシアルピア	PT UNITED TRACTORS TBK	239,400	21,400.00	5,123,160,000.00
	PT PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSERO TBK	2,183,980	3,550.00	7,753,129,000.00
	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	601,700	15,175.00	9,130,797,500.00
	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	4,551,000	3,970.00	18,067,470,000.00
小計	銘柄数：	4		40,074,556,500.00
				(340,633,730)
	組入時価比率：	6.0%		6.2%
韓国ウォン	COWAY CO LTD	4,430	88,100.00	390,283,000.00
	GS RETAIL COMPANY LTD	10,912	49,550.00	540,689,600.00
	KT & G CORP	6,142	99,700.00	612,357,400.00
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE LTD	871	873,000.00	760,383,000.00
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	4,759	152,000.00	723,368,000.00
	DONGBU INSURANCE CO LTD	6,820	61,400.00	418,748,000.00
	HYUNDAI MARINE&FIRE INSURANCE CO LTD	8,166	31,100.00	253,962,600.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	2,924	1,848,000.00	5,403,552,000.00
	KOH YOUNG TECHNOLOGY INC	5,274	43,500.00	229,419,000.00
	SK HYNIX INC	31,738	49,300.00	1,564,683,400.00
小計	銘柄数：	10		10,897,446,000.00
				(1,055,962,517)
	組入時価比率：	18.6%		19.1%
新台湾ドル	DELTA ELECTRONICS INC	140,000	169.00	23,660,000.00
	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	7,000	4,400.00	30,800,000.00
	WISTRON NEWEB CORPORATION	90,000	90.80	8,172,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	652,000	181.00	118,012,000.00
小計	銘柄数：	4		180,644,000.00
				(646,705,520)
	組入時価比率：	11.4%		11.7%
インドルピー	ULTRA TECH CEMENT LTD	21,157	3,380.25	71,515,949.25
	UPL LTD	32,287	734.55	23,716,415.85
	BAJAJ AUTO LIMITED	14,794	2,728.90	40,371,346.60
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	12,681	5,669.40	71,893,661.40
	ITC LIMITED	264,806	251.95	66,717,871.70
	INDUSIND BANK LIMITED	88,049	1,214.10	106,900,290.90
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	37,213	955.20	35,545,857.60
小計	銘柄数：	7		416,661,393.30
				(695,824,526)
	組入時価比率：	12.3%		12.6%

合計				5,523,261,311	
				(5,523,261,311)	

(注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成29年2月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	5,908,527,567	円
負債総額	4,485,748	円
純資産総額(-)	5,904,041,819	円
発行済口数	3,839,564,067	口
1口当たり純資産額(/)	1.5377	円

(参考) G I M アジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成29年2月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	5,937,315,743	円
負債総額	29,993,656	円
純資産総額(-)	5,907,322,087	円
発行済口数	1,961,155,728	口
1口当たり純資産額(/)	3.0122	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 1委託会社等の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成29年2月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

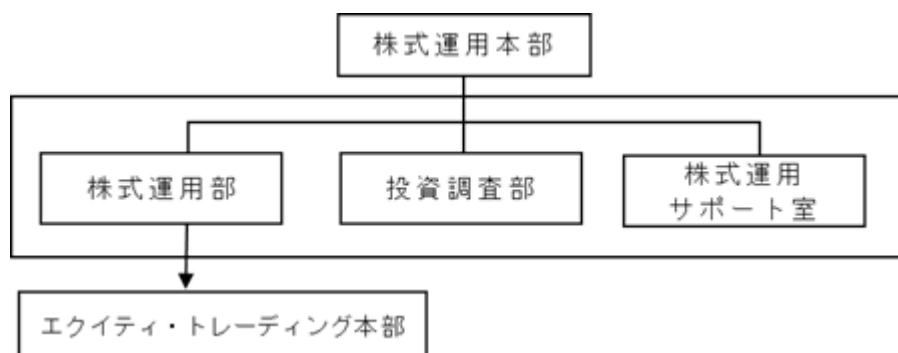
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



- （a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部および株式運用サポート室で構成されます。
- （b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- （c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。
- （d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。
- （e）エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ロ) 債券運用部

債券運用部は、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成29年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成28年8月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	72	606,823
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	1,998,756
総合計	135	2,605,579
親投資信託	58	-

(注) 百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成29年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	73	640,433
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	2,319,794
総合計	133	2,960,227
親投資信託	58	-

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた監査法人により監査を受けております。

なお、あらた監査法人は平成27年7月1日付をもって、名称をP w Cあらた監査法人に変更しております。

<訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた監査法人により監査を受けております。

また、第27期中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、P w Cあらた監査法人は平成28年7月1日付をもって、名称をP w Cあらた有限責任監査法人に変更しております。

原届出書「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			10,094,984	
前払費用			116,250	
未収入金			7,979	
未収委託者報酬			2,145,846	
未収収益			1,539,462	
関係会社短期貸付金			4,395,000	
繰延税金資産			414,740	
その他			113,576	
流動資産計			18,827,839	93.9
固定資産				
投資その他の資産			1,224,764	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		431,529		
敷金保証金		567,845		
繰延税金資産		103,963		
前払年金費用		41,925		
その他		19,500		
固定資産計			1,224,764	6.1
資産合計			20,052,604	100.0

		第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			105,652	
未払金			1,790,359	
未払手数料		1,018,265		
その他未払金	1	772,093		
未払費用			700,422	
未払法人税等			293,618	
賞与引当金			989,074	
流動負債計			3,879,128	19.3
固定負債				
長期未払金			257,957	
賞与引当金			595,077	
役員賞与引当金			185,128	
固定負債計			1,038,163	5.2
負債合計			4,917,292	24.5

		第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,941,656	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,907,979		
株主資本計			15,159,656	75.6
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			24,344	
評価・換算差額等計			24,344	0.1
純資産合計			15,135,312	75.5
負債・純資産合計			20,052,604	100.0

(2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,230,257	
運用受託報酬			2,908,954	
業務受託報酬			444,231	
その他			231,585	
営業収益計			8,815,029	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			3,680,576	
支払手数料		2,416,553		
調査費		943,058		
その他営業費用		320,964		
一般管理費			5,613,404	
営業費用・一般管理費計			9,293,980	105.4
営業損失			478,951	5.4
営業外収益	1	102,225		
営業外収益計			102,225	1.2
営業外費用	2	27,734		
営業外費用計			27,734	0.3
経常損失			404,460	4.5
税引前中間純損失			404,460	4.5
法人税、住民税及び事業税			260,939	3.0
法人税等調整額			206,290	2.3
中間純損失			459,109	5.2

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第27期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	
1	営業外収益のうち主要なもの (千円) 為替差益 69,443
2	営業外費用のうち主要なもの (千円) 投資有価証券売却損 27,733

（リース取引関係）

第27期中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	635,819 千円
1年超	2,040,376 千円
合計	2,676,195 千円

（金融商品関係）

第27期中間会計期間末（平成28年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,094,984	10,094,984	-
(2) 未収委託者報酬	2,145,846	2,145,846	-
(3) 未収収益	1,539,462	1,539,462	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,395,000	4,395,000	-
(5) 投資有価証券	431,529	431,529	-
(6) 敷金保証金	567,845	571,269	3,424
資産計	19,174,668	19,178,092	3,424
(1) 未払手数料	1,018,265	1,018,265	-
(2) その他未払金	772,093	772,093	-
(3) 未払費用	700,422	700,422	-
(4) 長期未払金	257,957	259,647	1,689
負債計	2,748,740	2,750,429	1,689

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間末（平成28年9月30日）

1 . 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2 . その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	431,529	466,620	35,090
合計		431,529	466,620	35,090

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第27期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,230,257	2,908,954	444,231	231,585	8,815,029

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
6,606,359	2,208,670	8,815,029

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）	
1株当たり純資産額	269,000円48銭
1株当たり中間純損失金額	8,159円77銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	459,109千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	459,109千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成28年3月末現在）

(略)

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成28年7月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成28年9月末現在）

(略)

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成29年1月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月1日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMアジア・成長株・ファンドの平成28年7月20日から平成29年1月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMアジア・成長株・ファンドの平成29年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月9日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。